

相談支援事業の充実に向けて ～平成23年度の取組～

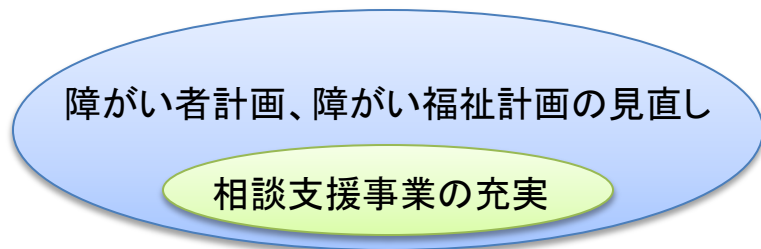
平成23年3月17日

三条市地域自立支援協議会連絡調整会議

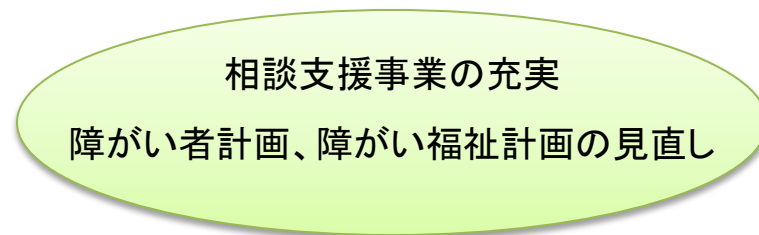
1 地域自立支援協議会の目的について

平成20年度までは、「障がい福祉計画の見直し」がメインとなり、もう一つの目的である「相談支援事業の充実」に関して具体的な取組が行えていなかった。そこで、「相談支援事業とは何か」再確認した上で、平成21年度から連絡調整会議が主体となった協議会運営に向けて、取組を開始した。

<平成20年度まで>



<平成21年度から>



<三条市地域自立支援協議会の目的>

目 的	事 務 局
相談支援事業の充実	三条市地域自立支援協議会連絡調整会議
障がい者計画、障がい福祉計画の見直し	三条市福祉課（障がい者計画担当）

2 相談支援事業の充実に向けたステップアップ

(1) 平成21年度にピックアップされた課題について

平成21年度、連絡調整会議が主体となった協議会運営に当たり、取り組むべき課題をピックアップし、その課題を巡る現状の把握から、取り組むべき体制づくりの検討を行った。

しかし、その際にピックアップされた課題に対して、具体的な取組が実行されず埋もれてしまっていた。

そのため、ピックアップされていた課題が、現在も課題となるのかを含め、再度、連絡調整会議において整理を行った。



<ピックアップされた取り組むべき課題と今後の取組一覧>

	課題	取組状況	今後
1	個別支援会議の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・当時、個別支援会議を開催することが容易ではなかったことと、協議会の仕組みとして全体会へ課題を挙げるためにたくさん開催する必要があるということから課題としていた。 ・特別な取組は行っていないが、相談支援専門員が中心となり必要に応じて関係者に声掛けして開催してきたことで普及することができた。 	達成できたため、今後も必要性に応じて相談支援専門員が中心となり、個別支援会議を開催していく。
2	相談支援事業の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、全ての相談支援事業所が載っているパンフレットを作成しようと取り組んだが、実際の作成までいかに終わっていた。 ・当時、相談支援事業所が開設されたというお知らせを燕三条FMで流した。 ・H22年度から、毎月16日号の広報のお知らせに相談支援事業所を掲載するようになった。 	当初、作成していたパンフレットを再度見直し、作成して3月の協議会全体会へ諮る。(H22年11月～検討中)
3	居宅介護サービスの平準化	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、ヘルパー利用時に「家事援助」と位置付けるか「身体介護」と位置付けるかという点について平準化されていない部分があったため課題として挙げていた。 ・一人の対象者に2つの事業所がサービス提供することにより、事業所同士の情報共有ができ、平準化してきている。 	全てのサービスを平準化してしまうと、現在、行うことが可能となっているサービス提供に対応できなくなる場合がある。現在、相談支援専門員がそれぞれ事業所の特性を把握し、利用対象者の状態に合わせた事業所の紹介を行っている。課題とすることに無理がある。
4	日中一時支援サービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年度に日中一時支援の事業所に対して、ヒアリングと情報交換会を開催。利用希望が多くなる、長期休暇前に調整するなど次第に確保できるようになってきた。 ・ある法人で、利用時間の延長や法人内の空き調整を行うようになった。 	H21年度の全体会で報告した後の状況について確認し、再度、全体会へ報告。
5	事業者と利用者の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ※事業者とは相談支援事業所のこと。 ・相談支援専門員の仕事がどこまでかという明確な線引きが無いことから、課題としていた。 ・個別のケース対応が求められる部分も多いが、利用者の自立やエンパワーメントを促すような対応を心がけている。 ・また、利用者だけでなく専門的なことはその専門家へ依頼するなど、全てを相談支援専門員で抱え込まないようにしている。 	
6	広域社会資源マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・広域ということもあり、県の自立支援協議会の県央圏域の相談支援部会にて作成され、活用している。 	

	課題	取組状況	今後
7	医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口はもちろん、相談支援事業所へ直接医療機関から相談が行くようになった。 ・相談支援専門員からも、医療機関のケースワーカーと連携を取りケース対応している。 	
8	グループホームの適応困難者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当時、地域移行に失敗するケースがあり、今後もそうしたケースが出てくる可能性があるということで課題として挙げていた。 ・サービス利用を始める前に、体験利用をするということが一般的になったことにより、適応困難になる可能性があるか見極めることができるようになったため、適応困難者にならないよう予防することができている。 	
9	移動支援、送迎サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通、福祉有償運送があり、対象者は限られるもののタクシー券の助成を受けることもできるため、ある程度確保できている。 ・一部の事業所では、送迎を行っているところもある。 ・一方、費用面や路線等により、利用できない者もいるため十分とはいえない。 ・取組としては難しく、現在、地域にある資源の中で対応している。 	
10	障がいに対する住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組んでいない。 ・個別のケース対応の中で、近隣住民に協力や理解を求めたりはしている。しかし、現状としては障がいの方に迷惑をかけられたと思っている人もおり、理解してもらえない場合が多い。 	<p>まず、地域で住民に関わることの多い民生委員児童委員に対して、障がい者に関する相談窓口の周知を行い、協力してもらえような関係作りをする。</p>
11	障がい者の就労	<ul style="list-style-type: none"> ・H22年4月～任意による就労支援サービス事業所連絡会議を開催。 ⇒H22年10月の全体会にて、事業所情報交換会の就労をテーマとして協議していく会議と位置付けられた。 ・企業向けのパンフレット作成。 	<p>就労支援サービス事業所連絡会議と相談支援事業所の連携を強化し、課題やニーズの把握を行っていく。</p>

(2) 今後の相談支援事業の充実に向けた課題

連絡調整会議において、今後、さらに相談支援事業を充実させるために必要な取組と整理したのは、下記の4点である。

- ① 相談支援事業の広報
- ② 日中一時支援サービスの確保
- ③ 障がいに対する住民の理解
- ④ 障がい者の就労



具体的な取組としては・・・

①に対する取組について

- ・パンフレットの再度見直し、作成(資料4参考を参照)
- ・地域へ出向きアピール(アウトリーチ)
- ・三条市における相談支援の特徴を把握、分析

②に対する取組について

- ・需要と供給のバランスが取れているのか情報交換を行う。

③に対する取組について

- ・民生委員児童委員との関係づくりを通して、連携体制を構築する。

④に対する取組について

- ・雇用促進のために、関係機関と連携体制を構築する。

◎上記の具体的な取組を、どのように取り組んでいくかについては、平成23年度の連絡調整会議の中で調整しながら進めていく。

3 平成23年度の各会議における取組について

(1) 相談支援ケース検討会

引き続き、2か月に1回開催し、相談支援専門員のスキル向上と、関係機関との連携体制の構築を図る。

(2) 事業所情報交換会

地域自立支援協議会(全体会)の開催報告を兼ねて年2回は必ず開催し、日々の業務から把握した実情に関する情報交換を通じた地域の課題やニーズの整理を行う。

また、課題やニーズの調整を行う中で必要に応じて開催回数を増やす。

※就労支援サービス事業所連絡会議については別途報告。

(3) 連絡調整会議

原則月1回開催し、地域自立支援協議会における個々の会議で整理された地域の課題やニーズの調整を行う。

また、各会議の運営と進捗管理等を行い、各会議の連携体制を強化していく。

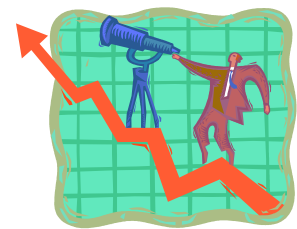
(4) 平成23年度地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会 (全体会)						○						○
連絡調整会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相談支援ケース検討会	○		○		○		○		○		○	
事業所情報交換会							○					○

(5) 障がい福祉計画の見直しについて

現在策定されている障がい福祉計画は、平成21年度から平成23年度までの計画となっており、最終年度となる平成23年度中に見直しを行い、平成24年度からの次期計画を策定することになっている。

障がい福祉計画の見直しについては、1ページの表からも分かるように、三条市福祉課(障がい者計画担当)が事務局として取り組んでいく。



(6) 法改正に伴う今後の相談支援体制

昨年12月に「障がい福祉施策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活を支援するための法改正」が行われ、今後、相談支援体制が強化される。

(抜粋)

- ・市町村に基幹相談支援センターを設置
- ・自立支援協議会の法律による位置付け

※具体的な内容等は国で検討中。